

新潟県中越地震の経験から子ども達に安全で快適な建築知識を！

特定非営利活動法人

建築・住教育研究会－10分の1組立住宅模型を使った

会員募集中



軸組模型の振動実験

本法人は、主に小学生・中学生・高校生が、建築の耐震化の仕組みや省エネの方法を体験的に理解し、その知識を一生持ち続けることのできるような教育方法を研究、実践しそれに伴う事業を行うことを目的にします。

地球人全員が努力しなくては地球の持続可能性を維持すること、大災害から身を守ることができません。そのために、物事を多角的、複合的な視点から捉え、総合的に把握する能力と応用力を鍛え、建築をはじめ科学技術に関する向学心に満ちた子ども達の養成を目指します。

この取り組みは、2008年日本建築学会主催の「親と子の都市と建築講座」から出発しました。長岡造形大学（2009年から2017年）及び新潟大学（2014年から2017年）の研究活動の一環として長岡市内の中学校や新潟県内の小学生や高校生、教員、社会人などを対象に建築講座を開催してきました。

2018年4月に科学技術分野の文部科学大臣表彰 科学技術賞（理解増進部門）を受賞し、本講座の意義が社会的に認められました。

私たちは、本講座を継続することを決意し、2018年からは並行してNPO法人の設立を準備し、2019年3月にNPO法人「建築・住教育研究会－10分の1組立住宅模型を使った」が認証されました。

今日までの受講者は、1500名以上です。

みなさまの支援と積極的な参加をお願い致します。

2019年3月22日 設立



模型内の空間計画

NPO 法人の活動

- ①防災教育や建築・住教育を志す人々と連携し、その教育方法に関する情報交換をし、専門的な知識を誰でもが理解できる座学での教育方法と体験的な講座実践の方法を研究する。
- ②建築領域における領域横断的な総合的な視点を持ち、子ども達に能動的な学習姿勢を醸成させる講座内容とする。小・中・高校生を対象に開発された建築講座を求めに応じて広く実践し、防災や建築に関する知識を教養として一生持ち続け、地球の将来を考え、災害時の自己判断力を持つことができる青少年を育成する。
- ③新潟県内の中学校・高校の生徒に積極的に受講機会を提供し、要請があれば対象地を全国に広めるものとする。
- ④以上の研究・実践活動で作りに上げられる模型や実験装置の商品化が必要な時はその事業化（販売または賃貸）の可能性を探る。
- ⑤以上の内容を印刷媒体やインターネット等を通して広く発信する。



模型を使って光環境の実験

代表発起人	長岡造形大学名誉教授	後藤哲男	理事長
代表発起人	新潟大学教授	飯野由香利	副理事長
代表発起人	鹿児島大学院生（博士後期課程）	広川智子	理事
発起人	雪国植物園木遊館館長	平沢平四郎	理事
発起人	長岡造形大学教授	小川峰夫	理事
発起人	長岡造形大学前非常勤講師	木原隆明	監事
発起人	長岡造形大学元学長・前理事長	豊口協	
発起人	長岡造形大学理事長	水流潤太郎	
発起人	長岡造形大学特任教授	江尻憲泰	
発起人	新潟工科大学教授	飯野秋成	
発起人	福島県立博物館学芸員	筑波匡介	
発起人	鹿児島大学教授	二宮秀與	
発起人	兵庫県立大学准教授	澤田雅浩	
発起人	新潟中央短期大学教授	村木 薫	

■問い合わせ先

〒940-0075

新潟県長岡市渡里町4番16号 ひぐまビル1階

416 STUDIO WATARIMACHI 101号室

E-mail: hhirokawa6@gmail.com (広川)

NPO 法人の活動に共感し、応援して下さる方を募集しています。応援方法は3種類があり、年に1回活動報告いたします。

応援方法①	
会員（総会の議決権があり、活動内容に意見を述べるができます）	
個人会員	団体会員
●年会費…3,000円/年	●年会費…20,000円/年
個人会員サービスは、①模型の利用、②展示スペースの利用、③図書室の利用です。長期間利用する場合は、ご相談ください。	団体会員サービスは、個人会員サービスの他に社員研修会、勉強会などに建築講座を応用すること、および応援活動を広報として活用することができます。詳しくは、ご相談ください。
会員も寄付することは可能です	

応援方法②
寄付者（総会の議決権はありません）
●3,000円からお願いできれば幸いです。 ※個人会員と同等のサービスが受けられます。

応援方法③
講師等の参加
建築講座の講師やTA(進行補助など)として積極的に参加して下さる方も募集しています。

- 資金の使い道
- ・建築講座の授業経費
- ・教材の開発
- ・法人の運営費 等

非特定営利活動法人 建築・住教育研究会－10分の1組立住宅模型を使った

入会申込書 / 寄付

年 月 日

フリガナ				性別	男 ・ 女
氏名					
住所	〒				
生年月日	西暦・昭和・平成	年	月	日生	年齢 歳
連絡先	TEL（自宅）	職業			
	TEL（携帯）	会社名 所属			
	e-mail				
会員	【当てはまる項目に○と数字を記入してください】				
	・個人会員（3,000円/年）				
	・団体会員（20,000円/年）				※できれば、寄付もお願い致します
寄付者	・寄付者（3,000円から） 金額（ 円）				
活動興味 内容	【興味のある項目すべてに○をつけてください】				
	・建築講座の講師		・建築講座の準備、進行の補助、片付け		・模型等の教材開発、利用
	・NPO拠点の展示スペース		・活動に関する勉強会 等		
	・その他 []		

特定非営利活動法人 建築・住教育研究会－10分の1組立住宅模型を使った 定款（抜粋）
第3章 会員

【種別】
第6条 この法人の会員は、次の1種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。
(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

【入会】
第7条 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
2 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

【入会金及び会費】
第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

【会員の資格の喪失】
第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
(1) 退会届の提出をしたとき。
(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
(3) 継続して3年以上会費を滞納したとき。
(4) 除名されたとき。

【退会】
第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

【除名】
第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
(1) 法令、又はこの法人の定款等に違反したとき。
(2) この法人の名譽を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

【会費等の不返還】
第12条 既に納入された入会金、会費及びその他の金品は、返還しない。

附 則
6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
(1) 入会金 なし
(2) 年会費 個人正会員 3,000円
団体正会員 20,000円

■会費 / 寄付 お振込み先

●郵便振替

00550-2-103634

非特定営利活動法人 建築・住教育研究会－
10分の1組立住宅模型を使った

(振込用紙をご利用ください)

●ゆうちょ銀行

店名：一二八（イチニハチ）（普通）3753131

●北越銀行 本店営業部

(2019年8月26日以降は支店名が「長岡本店営業部」

に変更します)

(普通) 2220882

非特定営利活動法人 建築・住教育研究会－
10分の1組立住宅模型を使った

■問い合わせ先

〒940-0075

新潟県長岡市渡里町4番16号 ひぐまビル1階

416 STUDIO WATARIMACHI 101号室

E-mail: hhiroka6@gmail.com (広川)